

雇用促進住宅の一時的廃止・追い出しの中止と

入居者の住居の保障を求める請願

【請願趣旨】

政府は現在、全国の雇用促進住宅を全廃する方針のもと、居住者の入居契約打ち切り、退去をすすめている。これは、本（市町村）にある住宅の入居者のもっとも基本的な生存条件を左右する重大問題であるとともに、本（市町村）の街づくりと地域のコミュニティ活動、（地場産業振興）にも大きくかかわる問題でもある。

もともと雇用促進住宅は、移転就職者向け宿舎という当初の役割に加え、後には公営・公団住宅と並び住宅建設計画法にもとづく毎次の「5カ年計画」にも位置づけられ、長年にわたって公的住宅供給の役割を担ってきた。そのため、その譲渡や廃止が決められた際にも国は、利用者へのサービス低下を招かない十分な配慮や、現に入居者があることをふまえた対応を大前提としてきた。

しかるにその後、国が入居者退去の方針を決め、すでに一部で実行しつつあることは、本（市町村）の入居者が重大な不安と憤りを覚えざるをえないのはもとより、本（市町村）の住民としても、本（市町村）での住宅建設にあたって協力、連携してきた経緯、また、入居者と周辺住民がともに生活を営み地域づくりを進めてきた歴史に照らしても、本（市町村）民のとうてい了解しえないところである。

については、雇用促進住宅の存廃について国民の居住権確保、地域福祉の増進と経済の発展に寄与する見地から適切に対応されるよう、政府に以下の点を強く要請されたい。

【請願項目】

- 一、住宅廃止を一時的に強行することなく、入居者の声に十分耳を傾けつつ、入居者との話し合いの努力を尽くすこと。
- 一、住宅からの転居が困難な入居者には入居継続を認めるほか、納得を得て同一住宅内の別棟や近隣住宅への移動により居住権を保障すること。
- 一、住宅の本（市町村）への譲渡に関しては、価格をふくむ諸条件についての柔軟な協議、公営住宅や公社住宅との入居基準の相違解消など、解決入居者にとって最善の結果が得られるよう特段の措置を講じられること。

お 名 前	ご 住 所

(市町村)議会議長

様

取り扱い団体